

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

インフルエンザは「学校において予防すべき感染症」に定められており、欠席の場合は授業開始時間前に学校へ連絡してください。（り患の疑いを含みます。）また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

登校する場合は、以下に必要事項をご記入の上、「処方薬の説明書」を担任へご提出ください。

*処方薬の説明書がない場合は、医師の証明書を提出していただきます。

インフルエンザによる欠席届

東京都立足立東高等学校 学校長様

年 組 生徒氏名

インフルエンザの型	A型 ・ B型 ・ 不明
インフルエンザと診断した医療機関名	
受診した日	年 月 日 ()
発症した（発熱した）日	年 月 日 ()

発症からの日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の最高体温									
解熱した日 (○を記入)									

※ 下記の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック☑を入れてください。

①発症後5日を経過しました。 ②解熱した後2日（乳幼児は3日）を経過しました。

上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、年 月 日より登校を再開します。

保護者氏名（自署） (印)

【参考】インフルエンザ出席停止期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児については3日）を経過するまで。

網掛け部分の日は出席停止です。

学校・学童室	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			登校再開可能		
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能		
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	

※ 解熱した後も呼吸器症状（咳・痰）が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。

担任確認欄

処方薬の説明書 確認 返却